

みたけ台町内会要援護者個人情報管理規定

(制定)

平成29年 5月29日

(制定目的)

第1条 この規定は、みたけ台町内会（以下、本会と言う。）の「支えあいカード」に係わる要援護者の個人情報の取扱について定める。

(管理者)

第2条 個人情報の管理者は、本会個人情報取扱ルール第4条で規定している、本会の会長とする。

(取扱者)

第3条 本会における個人情報の取扱者は、本会の会長とする。

(個人情報の取得)

- 第4条 本会は、会長が「支えあいカード」などを通して、会員または会員になろうとするもの、または区役所から受理することにより、個人情報を取得する。
- 2 要援護者の支援のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
 - 3 本会が取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

(利用)

- 第5条 本会が保有する「支えあいカード」に記載の個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。
- (1) 災害等の緊急時における支援活動
 - (2) 災害時に備えた要援護者者との日頃からの関係づくり

(規定以外の事項)

第6条 規定以外の事項は区役所規定の文章付与 No 青高第516号の「支えあいカード」ルールに基づく。

(規定の改廃)

第7条 本会役員会の審議を経て会長が別に定める。

(その他)

第8条 その他、この規定にないものは「みたけ台町内会個人情報取扱ルール」による。

また重複している場合または不明な場合は「みたけ台町内会個人情報取扱ルール」が優先する。

また、区役所規定の文章付与 No 青高第516号の「支えあいカード」ルールとみたけ台町内会個人情報取扱ルールが重複する場合は、区役所規定の「支えあいカード」のルールが優先する。

(施行期日)

この規定は、「みたけ台町内会個人情報取扱ルール」の施行日から施行する。